

審議関連情報について

社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター



目次

2

- 1. 審議ってなに?
- 2. なぜ審議情報が必要か?
- 3. 審議での参考情報
 - 1. 全ネットワーク共通
 - 2. 家庭LAN/自社LAN
 - 3. サービス提供用
 - 4. サービス別

審議ってなに?

3

必要なところへ必要な分だけ

- NWに対してのアドレス有効利用の確認作業
- 割り当て申請前にIP指定事業者によって行われる
 - Assignment Window内: LIR自ら
 - Assignment Window外: JPNICとの共同作業

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JAPA

JPNIC審議の目的

4

JPNICのホストマスターとの共同作業

- LIRがアドレス管理業務を習得し、自ら管理を行うことの手助け
- 指定事業者が「LIR」としてしてのスキルと 自覚を身に付けることにつなげたい
 - AW: 指定事業者としての経験値
 - AW内の割り当て = LIR が自らの責任にて審議を行うことを一任



なぜ審議資料が必要か

- そのネットワークに対して、申請されている アドレス数が必要とされる理由を理解する ため
- 具体的な根拠に基づいて申請されている のか確認するため
 - 数だけではなく、ネットワークトポロジーや、機器構成や顧客情報 (サービス提供用) などを 参考とする

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPA INIC

審議参考資料の位置付けについて

- LIRがネットワークの審議を行う際の参考情報
 - LIRのAW内のネットワークにも適応される
- 普遍的・絶対的なものではない
 - 現時点で、申請アドレス数の根拠理解に充分と考え 得られる情報
 - 状況に応じて適宜変更されるもの
 - 接 続先のプロバイダーが、 ポリシに基づいた割り当てを行うために、 これから紹介する以外の情報を求める場合もある
 - すべてのネットワークにおいて適切とは限らな
- APNICのCATV/xDSL WGで検討中
 - こちらでの検討結果により、今後変更される可能性がある

審議参考資料紹介

7

- 全ネットワーク共通
- 家庭LAN 自社LAN
- サービス提供用
- サービス別

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPA INIE

全ネットワーク共通

8

- ネットワークの用途
 - 自組織内のLAN用
 - ISP事業用
- ネットワークトポロジー
- セグメント毎のホストの内訳

自組織内のLAN用

9

- ・機器の用途と内訳
- PCにグローバルアドレスを付与する場合
 - プライベートアドレスが使用できない技術的な理由
 - *技術的な理由が確認できれば問題ない

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPA NIC

例えば・・・ ~ 自社LAN ~

10

以下のようなネットワーク構成の場合

- 直後: Mailサーバ、wwwサーバ、Firewall
- 半年後: DNSサーバを増設
- 1年後:変更なし

- 直後/半年後/1年後のホスト数: 3/4/4
- サブネットは/29(6アドレス対応)



例えば・・・ ~ 自社LAN ~ (続)

11

• /29ほしいからホスト数を6を記載 ×

あくまでネットワークありき

• LANセグメントの機器の内訳 申請数の 具体的な根拠の確認のために必要

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPA NIC

ISP事業用

12

- 全サービス共通
- 常時接続を目的とするサービス
- サービス別

JPA NIE

ISP事業用 ~ 全サービス共通 ~

13

ISP事業用 = 顧客数により必要アドレスが 影響される 顧客数を裏付ける情報なども教えてもらっている

> サービス開始から現在までの顧客獲得実績 今後の顧客獲得計画

> > Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPA INIE

ISP事業用

14

~ 常時接続を目的とするサービス~

動的なアドレス付与

- アドレス数:ユーザ数=1:1

「顧客数が証明できる資料」の提出

- 静的なアドレス付与
 - アドレス数:ユーザ数=1:1
 - a)「顧客数が証明できる資料」の提出 or

b)ユーザごとに割り当て報告

- アドレス数:ユーザ数=2以上:1

ユーザごとに割り当て報告

*行えない場合はその理由を提示

割り当て報告の形態のちがい

アドレス数:ユーザ数=1:1

静的であっても「接続提供用」としてISPのイン

フラとして見なされる

アドレス数: ユーザ数=2以上:1

そのユーザのNW用と見なされるため

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPA INIC

顧客数が証明できる資料

16

- 顧客の一意性が証明できるもの例)
- 顧客リスト(顧客IDリスト等も可)
- ホスティングサービス顧客のURLリスト
- 顧客へ割り当て済みのIPアドレスリスト
- ネットワークインタフェースカード等のMACアドレス
- ケーブルモデム等のシリアル番号 など



サービス提供用 ~ サービス別 ~

17

サービスによりアドレスの利用形態が異なるため、確認方法が異なる部分もある

- ダイヤルアップサービス
- FLET'Sサービス
- CATV接続サービス
- バーチャルホスティングサービス

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPA NIC

ダイアルアップサービス

18

- POOLアドレスの算出根拠例) -顧客獲得計画数に基づくPRI数算出 結果
 - -回線設置実績+計画など
- アクセスサーバ機器名及び機器設置実績 +計画

FLET'Sサービス

19

「常時接続を目標とするサービスの顧客用 アドレス」を参照

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPA NIC

CATV接続サービス

20

- ケーブルモデム機器名及び機器設置実績 +計画
 - 機器名=収容ポート数、仕様確認のため
- 「常時接続を目標とするサービスの顧客用 アドレス」を参照
- POOL する場合はその算出根拠

JPA NIE

バーチャルホスティングサービス゚゚

- HTTP1.1使用の有無
 - 世界的にHTTP1.1の使用が強く推奨されているため
- ・ 使用しない場合
 - その技術的な理由
 - 技術的な理由によりグローバルアドレス数:URL数=1:1を用意する場合は「常時接続を目標とするサービスの顧客用アドレス」を参照

Copyright (c) 2001 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPA NIC

参考情報

22

- 審議参考資料についてはJPNIC公開Web にも掲載
 - $-\ http://www.nic.ad.jp/jp/faq/ip/q6570.html$



Q&A

23

